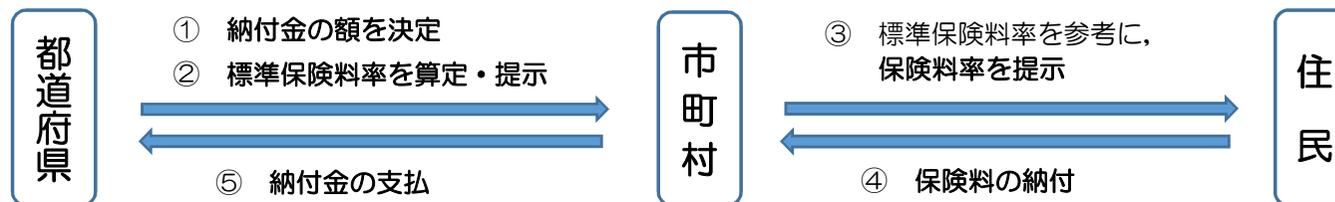


資料1

令和2年度国民健康保険事業費納付金等の 算定結果について

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

納付金総額の算定

- 保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割（被保険者数・世帯数のシェア）と応能割（所得総額・資産総額のシェア）により配分する。応益割と応能割の比率は、県の所得水準に応じて設定する。

※加えて、医療分の場合

- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

R2算定	応益割	応能割
医療分	1	0.71329
後期分	1	0.72150
介護分	1	0.65658

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。
(※) 市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

令和2年度納付金算定の概況

○ 納付金総額	R1:214億円 → R2 : 206億円 (▲8億円, ▲3.7%)
○ 一人当たり納付金額	R1:135,962円 → R2 : 136,270円 (308円増, 0.2%増)
○ 一般被保険者数(推計)	R1:157,384人 → R2 : 151,369人 (▲6,015人, ▲3.8%)

- 【R2推計】
- ① 一般被保険者に係る医療保険給付費について、本県の実績を踏まえ推計。
 - ② 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金、国費等は国の係数による。

歳出	医療保険給付費等 567億円	後期高齢者支援金 100億円	介護納付金 39億円
歳入	納付金 206億円	公費等 261億円	前期高齢者交付金(概算, 精算) 239億円

R1推計(H30算定)との比較

(単位:億円)

		R1推計	R2推計	増減額	増減率	
一般被保険者分	歳出	保険給付費等	714	706	▲8	▲1.1%
		医療保険給付費	570	564	▲6	▲1.1%
	歳入	公費等	500	500	▲0	▲0.0%
		療養給付費等負担金	141	135	▲6	▲4.3%
		普通調整交付金	64	63	▲1	▲2.5%
		県繰入金	35	32	▲3	▲7.3%
		特例基金	0.8	0	▲0.8	皆減
		高額医療費負担金	12	9	▲3	▲21.1%
		概算前期高齢者交付金	224	231	7	3.1%
		※ 精算前期高齢者交付金等	18	21	3	22.8%
	納付金総額		214	206	▲8	▲3.6%
納付金総額(退職分含む)		214	206	▲8	▲3.7%	

○ 医療保険給付費の推計

国の推計方法をもとに本県の実績を踏まえて算出。

	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2推計
医療保険給付費	562億円	564億円	561億円	566億円	564億円
一人当たり	335,713円	345,537円	351,686円	363,628円	372,500円
対前年度伸び率	1.08%	2.93%	1.78%	3.40%	2.44%

※前期高齢者交付金

国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不公平を、各保険者の加入者数に応じて調整。

当該年度に概算額で交付を受け、2年後に確定した額に基づき精算が行われる。

経過措置により、平成29年度までの概算交付分については、市町村ごとに精算が行われる(→令和元年度まで)。

後期高齢者支援金、介護納付金についても、上記と同様、概算払い、精算が行われる。

激変緩和措置

○ 納付金の仕組みの導入等の影響により、被保険者一人当たりの保険料が制度改革前の保険料額と比較して、自然増分等の一定割合を超えて増加する部分に対し、国の暫定措置等及び県繰入金を活用して激変緩和を実施する。

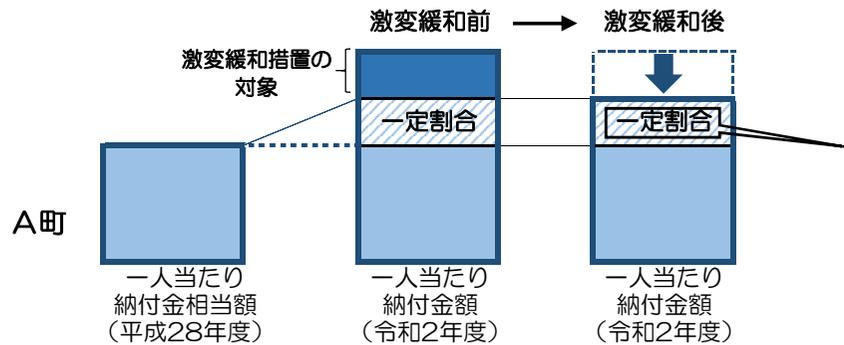
【暫定措置等】
【県繰入金】

国による改革施行当初の激変緩和措置
県による法定繰入れ(保険給付費の9%分)を活用した激変緩和措置

【財政安定化基金(特例基金)】

施行当初の激変緩和の財源として設置された基金〔H30～R5の時限措置〕
※R2納付金算定においては未使用。

①納付金ベースにおける激変緩和措置

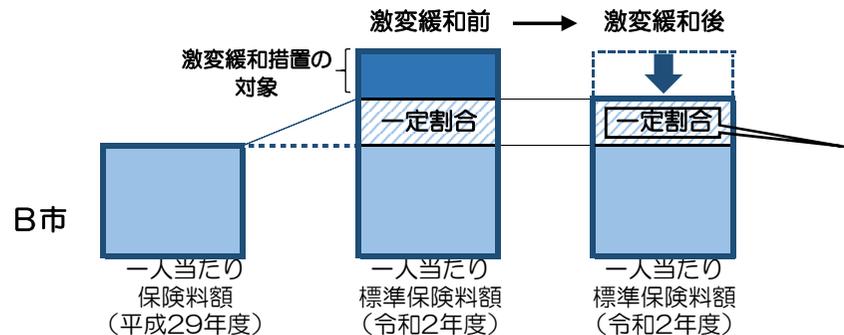


市町村ごとの一人当たり納付金額については、納付金の仕組みの導入による影響(医療費指数や所得水準に応じた配分)等が異なるため、差が生じる。

※ 平成28年度の「被保険者一人当たりの納付金相当額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R2算定における一定割合(4カ年度分)	医療分	12.6%
	後期分	18.5%
	介護分	19.8%

②保険料ベースにおける激変緩和措置



市町村ごとの一人当たり標準保険料額については、上記の納付金額における影響のほか、保健事業等の事業費、市町村個別に交付される公費により、差が生じる。

※ 平成29年度の「被保険者一人当たりの保険料額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R2算定における一定割合(3カ年度分)	医療分	9.6%
---------------------	-----	------

納付金の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：16保険者

(単位：円)

保険者名	平成28年度	令和2年度			
	一人当たり 納付金相当額	【激変緩和前】 一人当たり納付金額		【激変緩和後】 一人当たり納付金額	
		対H28	増減率	対H28	増減率
徳島市	128,431	136,836	6.5%	136,810	6.5%
鳴門市	133,836	148,165	10.7%	148,137	10.7%
小松島市	124,888	137,663	10.2%	137,635	10.2%
阿南市	123,630	136,176	10.1%	136,150	10.1%
勝浦町	119,938	136,699	14.0%	133,938	11.7%
上勝町	106,744	114,380	7.2%	114,359	7.1%
佐那河内村	115,934	132,144	14.0%	126,622	9.2%
石井町	123,849	139,770	12.9%	139,044	12.3%
神山町	141,262	137,094	▲3.0%	137,067	▲3.0%
牟岐町	128,552	134,131	4.3%	134,105	4.3%
松茂町	134,752	142,550	5.8%	142,162	5.5%
北島町	114,406	135,880	18.8%	125,173	9.4%
藍住町	121,492	138,199	13.8%	136,835	12.6%
板野町	136,018	155,053	14.0%	153,464	12.8%
上板町	110,578	136,384	23.3%	123,811	12.0%
吉野川市	127,578	129,724	1.7%	129,656	1.6%
阿波市	118,429	129,552	9.4%	129,064	9.0%
美馬市	132,284	139,702	5.6%	139,101	5.2%
三好市	131,526	136,877	4.1%	136,321	3.6%
つるぎ町	128,976	128,008	▲0.8%	127,293	▲1.3%
那賀町	104,212	127,682	22.5%	109,122	4.7%
東みよし町	134,483	139,991	4.1%	137,713	2.4%
美波町	124,733	124,807	0.1%	124,783	0.0%
海陽町	121,158	131,882	8.9%	131,520	8.6%

※ 一般被保険者分について算出。

標準保険料額の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：3保険者

(単位：円)

保険者名	平成29年度	平成2年度			
	一人当たり 保険料額	【激変緩和前】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)		【激変緩和後】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)	
		対H29	増減率	対H29	増減率
徳島市	97,016	100,451	3.5%	100,451	3.5%
鳴門市	95,604	115,914	21.2%	109,113	14.1%
小松島市	93,469	99,133	6.1%	99,133	6.1%
阿南市	92,222	100,665	9.2%	100,665	9.2%
勝浦町	93,857	106,582	13.6%	106,582	13.6%
上勝町	74,073	83,944	13.3%	83,944	13.3%
佐那河内村	99,979	92,131	▲7.8%	92,131	▲7.8%
石井町	103,665	97,824	▲5.6%	97,824	▲5.6%
神山町	78,781	86,535	9.8%	86,535	9.8%
牟岐町	89,273	85,810	▲3.9%	85,810	▲3.9%
松茂町	98,102	114,076	16.3%	110,302	12.4%
北島町	98,624	89,418	▲9.3%	89,418	▲9.3%
藍住町	88,805	97,963	10.3%	97,963	10.3%
板野町	98,291	116,657	18.7%	111,118	13.1%
上板町	91,622	79,867	▲12.8%	79,867	▲12.8%
吉野川市	82,743	89,376	8.0%	89,376	8.0%
阿波市	97,613	89,888	▲7.9%	89,888	▲7.9%
美馬市	86,861	88,430	1.8%	88,430	1.8%
三好市	78,257	80,887	3.4%	80,887	3.4%
つるぎ町	74,622	66,125	▲11.4%	66,125	▲11.4%
那賀町	69,745	74,960	7.5%	74,960	7.5%
東みよし町	90,570	92,480	2.1%	92,480	2.1%
美波町	73,539	67,346	▲8.4%	67,346	▲8.4%
海陽町	86,095	91,727	6.5%	91,727	6.5%

※ 一般被保険者分について算出。

※ 平成29年度の保険料額は、平成29年9月末時点の調定ベースをもとに算出。

※ 令和2年度の保険料額は、県内統一の基準によって算定した市町村ごとの標準保険料額を、市町村からの提供データをもとに法定軽減後とした金額。

県独自支援措置について

- 一人当たり標準保険料額について、激変緩和措置を講じてもなお、保険料額の上昇が残る市町村に対し、県独自の財政支援を講じ、新制度移行期における被保険者の保険料負担への影響を緩和。
※H30～R2の時限措置

支援措置対象：8保険者

保険者名	平成29年度 一人当たり 保険料額	令和2年度		令和2年度	
		【県独自支援前】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)		【県独自支援後】 一人当たり保険料額 (法定軽減後)	
		対H29	増減率	対H29	増減率
徳島市	97,016	100,451	3.5%	100,451	3.5%
鳴門市	95,604	109,113	14.1%	107,874	12.8%
小松島市	93,469	99,133	6.1%	99,133	6.1%
阿南市	92,222	100,665	9.2%	100,490	9.0%
勝浦町	93,857	106,582	13.6%	105,706	12.6%
上勝町	74,073	83,944	13.3%	83,119	12.2%
佐那河内村	99,979	92,131	▲7.8%	92,132	▲7.8%
石井町	103,665	97,824	▲5.6%	97,823	▲5.6%
神山町	78,781	86,535	9.8%	86,265	9.5%
牟岐町	89,273	85,810	▲3.9%	85,810	▲3.9%
松茂町	98,102	110,302	12.4%	109,401	11.5%
北島町	98,624	89,418	▲9.3%	89,418	▲9.3%
藍住町	88,805	97,963	10.3%	97,566	9.9%
板野町	98,291	111,118	13.1%	110,081	12.0%
上板町	91,622	79,867	▲12.8%	79,867	▲12.8%
吉野川市	82,743	89,376	8.0%	89,376	8.0%
阿波市	97,613	89,888	▲7.9%	89,888	▲7.9%
美馬市	86,861	88,430	1.8%	88,430	1.8%
三好市	78,257	80,887	3.4%	80,887	3.4%
つるぎ町	74,622	66,125	▲11.4%	66,125	▲11.4%
那賀町	69,745	74,960	7.5%	74,959	7.5%
東みよし町	90,570	92,480	2.1%	92,479	2.1%
美波町	73,539	67,346	▲8.4%	67,346	▲8.4%
海陽町	86,095	91,727	6.5%	91,727	6.5%

※ 一般被保険者分について算出。

※ 平成29年度の保険料額は、平成29年9月末時点の調定ベースをもとに算出。

※ 令和2年度の保険料額は、県内統一の基準によって算定した市町村ごとの標準保険料額を、市町村からの提供データをもとに法定軽減後とした金額。

令和2年度 国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

保険者名	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
徳島市	6,833,618,142	6,476,285,351	▲ 357,332,791	▲5.2%
鳴門市	2,101,686,627	2,058,100,578	▲ 43,586,049	▲2.1%
小松島市	1,149,429,413	1,067,397,265	▲ 82,032,148	▲7.1%
阿南市	2,000,180,230	1,926,053,036	▲ 74,127,194	▲3.7%
勝浦町	161,778,426	159,788,534	▲ 1,989,892	▲1.2%
上勝町	38,543,255	38,767,627	224,372	0.6%
佐那河内村	79,068,854	79,519,066	450,212	0.6%
石井町	709,759,263	726,942,915	17,183,652	2.4%
神山町	197,122,719	186,411,041	▲ 10,711,678	▲5.4%
牟岐町	153,609,184	147,120,233	▲ 6,488,951	▲4.2%
松茂町	440,231,460	431,801,750	▲ 8,429,710	▲1.9%
北島町	526,091,752	509,148,581	▲ 16,943,171	▲3.2%
藍住町	943,284,577	937,079,812	▲ 6,204,765	▲0.7%
板野町	474,957,625	494,732,925	19,775,300	4.2%
上板町	355,589,840	341,565,142	▲ 14,024,698	▲3.9%
吉野川市	1,160,048,240	1,110,897,109	▲ 49,151,131	▲4.2%
阿波市	1,080,138,047	1,097,762,755	17,624,708	1.6%
美馬市	811,320,900	794,707,560	▲ 16,613,340	▲2.0%
三好市	758,089,638	720,884,645	▲ 37,204,993	▲4.9%
つるぎ町	259,311,858	234,224,220	▲ 25,087,638	▲9.7%
那賀町	201,205,750	197,624,011	▲ 3,581,739	▲1.8%
東みよし町	410,467,207	364,941,149	▲ 45,526,058	▲11.1%
美波町	231,399,690	202,023,581	▲ 29,376,109	▲12.7%
海陽町	341,361,834	328,304,064	▲ 13,057,770	▲3.8%
計	21,418,294,531	20,632,082,950	▲ 786,211,581	▲3.7%

※ 一般被保険者分及び退職被保険者分の総額。

令和2年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

平成30年度から、新たな国民健康保険制度のもと、県は財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、令和2年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出した。

- 保険給付費等 706億円（対R元算定比：1.1%減）
- 公費等 500億円（対R元算定比：0.0%減）
- 納付金総額 206億円（対R元算定比：3.6%減）

3 一人当たり納付金額等

- 一人当たり納付金額 136,270円（対R元算定比：0.2%増）
- 一人当たり標準保険料額 117,752円（対R元算定比：0.8%減）

なお、市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響（医療費指数や所得水準等）のほか、市町村個別の保健事業等の事業費及び公費の状況によるもの、前期高齢者交付金等の精算の影響なども含まれるため、増減率に差が生じる。

4 激変緩和措置について

納付金の仕組みの導入等による市町村ごとの影響について、国暫定措置及び県繰入金を活用した激変緩和措置を実施し、あわせて、県独自の財政支援を講じる（約3千万円）ことにより、被保険者の保険料負担への影響を緩和。

- 県独自支援後の一人当たり保険料額 117,553円（対R元算定比：0.8%減→1.0%減）

5 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	令和元年度 円	令和2年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	140,160	136,810	▲ 3,350	▲ 2.4%
鳴門市	146,404	148,137	1,733	1.2%
小松島市	136,724	137,635	911	0.7%
阿南市	134,727	136,150	1,423	1.1%
勝浦町	131,514	133,938	2,424	1.8%
上勝町	114,712	114,359	▲ 353	▲ 0.3%
佐那河内村	123,270	126,622	3,352	2.7%
石井町	135,495	139,044	3,549	2.6%
神山町	141,441	137,067	▲ 4,374	▲ 3.1%
牟岐町	133,696	134,105	409	0.3%
松茂町	136,951	142,162	5,211	3.8%
北島町	124,489	125,173	684	0.5%
藍住町	131,120	136,835	5,715	4.4%
板野町	140,937	153,464	12,527	8.9%
上板町	121,064	123,811	2,747	2.3%
吉野川市	130,012	129,656	▲ 356	▲ 0.3%
阿波市	120,204	129,064	8,860	7.4%
美馬市	141,497	139,101	▲ 2,396	▲ 1.7%
三好市	137,912	136,321	▲ 1,591	▲ 1.2%
つるぎ町	133,661	127,293	▲ 6,368	▲ 4.8%
那賀町	103,821	109,122	5,301	5.1%
東みよし町	145,808	137,713	▲ 8,095	▲ 5.6%
美波町	131,621	124,783	▲ 6,838	▲ 5.2%
海陽町	128,939	131,520	2,581	2.0%
県平均	135,962	136,270	308	0.2%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	令和元年度 円	令和2年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	129,440	124,132	▲ 5,308	▲ 4.1%
鳴門市	126,328	126,709	381	0.3%
小松島市	115,903	118,921	3,018	2.6%
阿南市	117,805	120,391	2,586	2.2%
勝浦町	114,916	120,944	6,028	5.2%
上勝町	93,600	98,881	5,281	5.6%
佐那河内村	108,331	108,374	43	0.0%
石井町	114,873	116,582	1,709	1.5%
神山町	107,278	107,123	▲ 155	▲ 0.1%
牟岐町	111,136	107,921	▲ 3,215	▲ 2.9%
松茂町	125,311	128,578	3,267	2.6%
北島町	112,439	110,174	▲ 2,265	▲ 2.0%
藍住町	112,360	117,688	5,328	4.7%
板野町	121,385	130,511	9,126	7.5%
上板町	101,987	101,248	▲ 739	▲ 0.7%
吉野川市	112,614	110,949	▲ 1,665	▲ 1.5%
阿波市	102,818	110,900	8,082	7.9%
美馬市	110,496	108,385	▲ 2,111	▲ 1.9%
三好市	109,337	103,012	▲ 6,325	▲ 5.8%
つるぎ町	100,544	89,580	▲ 10,964	▲ 10.9%
那賀町	87,626	91,028	3,402	3.9%
東みよし町	120,241	111,528	▲ 8,713	▲ 7.2%
美波町	93,267	85,959	▲ 7,308	▲ 7.8%
海陽町	114,226	112,206	▲ 2,020	▲ 1.8%
県平均	118,689	117,752	▲ 937	▲ 0.8%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

3. 県独自支援後の一人当たり保険料額 (対R元)

保険者名	令和2年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	124,132	▲ 5,308	▲ 4.1%
鳴門市	125,470	▲ 858	▲ 0.7%
小松島市	118,921	3,018	2.6%
阿南市	120,216	2,411	2.0%
勝浦町	120,067	5,151	4.5%
上勝町	98,055	4,455	4.8%
佐那河内村	108,374	43	0.0%
石井町	116,582	1,709	1.5%
神山町	106,853	▲ 425	▲ 0.4%
牟岐町	107,921	▲ 3,215	▲ 2.9%
松茂町	127,676	2,365	1.9%
北島町	110,174	▲ 2,265	▲ 2.0%
藍住町	117,291	4,931	4.4%
板野町	129,473	8,088	6.7%
上板町	101,248	▲ 739	▲ 0.7%
吉野川市	110,949	▲ 1,665	▲ 1.5%
阿波市	110,900	8,082	7.9%
美馬市	108,385	▲ 2,111	▲ 1.9%
三好市	103,012	▲ 6,325	▲ 5.8%
つるぎ町	89,580	▲ 10,964	▲ 10.9%
那賀町	91,028	3,402	3.9%
東みよし町	111,528	▲ 8,713	▲ 7.2%
美波町	85,959	▲ 7,308	▲ 7.8%
海陽町	112,206	▲ 2,020	▲ 1.8%
県平均	117,553	▲ 1,136	▲ 1.0%

※ 県独自支援は制度改革前後（H29とR2）の保険料額を比較して、超過額が大きい市町村に対して措置。

令和2年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
%	円	%	円	%	円
8.11	47,700	2.65	15,337	2.55	18,577

①都道府県標準保険料率〔2方式〕

全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

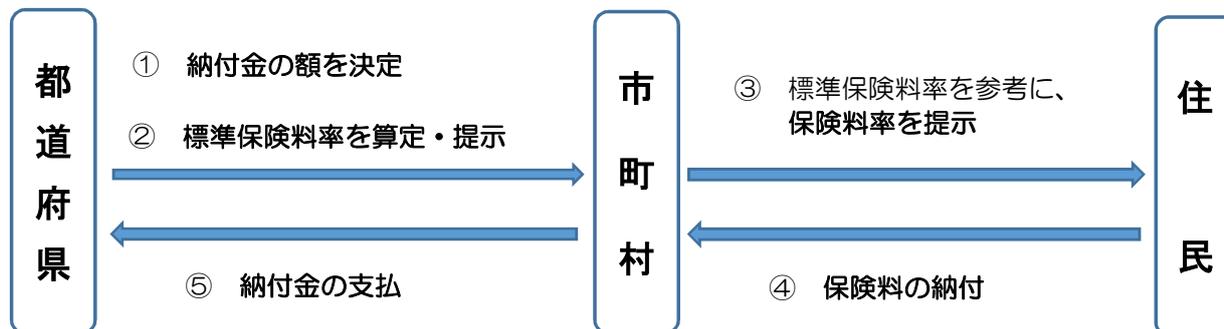
②市町村標準保険料率〔4方式〕

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円
徳島市	7.99	28.62	30,132	20,943	2.56	9.18	9,606	6,676	2.65	12.18	11,360	5,777
鳴門市	7.44	26.64	28,042	19,491	2.40	8.61	9,005	6,259	2.43	11.15	10,399	5,289
小松島市	7.83	28.04	29,517	20,516	2.42	8.71	9,110	6,332	2.52	11.55	10,768	5,476
阿南市	7.47	26.75	28,159	19,572	2.41	8.66	9,058	6,296	2.52	11.55	10,769	5,477
勝浦町	7.10	25.44	26,777	18,612	2.41	8.66	9,062	6,299	2.39	10.97	10,231	5,203
上勝町	6.30	22.56	23,744	16,504	2.45	8.80	9,206	6,399	2.51	11.52	10,747	5,465
佐那河内村	6.49	23.25	24,473	17,010	2.34	8.40	8,788	6,108	2.38	10.91	10,173	5,174
石井町	7.35	26.31	27,697	19,251	2.42	8.68	9,081	6,312	2.48	11.40	10,629	5,405
神山町	7.76	27.79	29,249	20,329	2.43	8.74	9,139	6,352	2.47	11.32	10,559	5,370
牟岐町	7.48	26.78	28,191	19,594	2.40	8.64	9,037	6,282	2.55	11.70	10,907	5,547
松茂町	7.45	26.68	28,086	19,521	2.40	8.62	9,023	6,271	2.41	11.06	10,311	5,244
北島町	6.52	23.35	24,576	17,082	2.40	8.62	9,023	6,272	2.50	11.50	10,722	5,453
藍住町	7.04	25.23	26,555	18,457	2.39	8.60	8,998	6,254	2.38	10.93	10,194	5,184
板野町	8.10	29.02	30,544	21,230	2.42	8.70	9,107	6,330	2.11	9.69	9,033	4,594
上板町	6.30	22.57	23,755	16,511	2.43	8.73	9,136	6,350	2.45	11.26	10,505	5,342
吉野川市	7.87	28.17	29,657	20,613	2.42	8.71	9,109	6,331	2.57	11.82	11,020	5,604
阿波市	7.80	27.93	29,398	20,433	2.37	8.50	8,896	6,183	2.53	11.60	10,817	5,501
美馬市	7.54	27.01	28,435	19,764	2.47	8.86	9,272	6,445	2.41	11.04	10,299	5,238
三好市	7.64	27.36	28,805	20,021	2.46	8.84	9,252	6,431	2.41	11.04	10,297	5,237
つるぎ町	6.56	23.49	24,725	17,185	2.46	8.83	9,242	6,424	2.50	11.48	10,705	5,444
那賀町	5.67	20.29	21,362	14,848	2.40	8.62	9,023	6,272	2.48	11.37	10,599	5,390
東みよし町	7.59	27.17	28,597	19,877	2.41	8.66	9,056	6,294	2.04	9.34	8,712	4,431
美波町	5.52	19.77	20,816	14,469	2.43	8.72	9,125	6,342	2.52	11.56	10,779	5,482
海陽町	7.87	28.18	29,666	20,619	2.51	9.03	9,450	6,568	2.62	12.01	11,200	5,696

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額・資産総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。

(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。